

穿池

〔東雅地奥〕池イケ 義不詳。倭名抄に、玉篇を引て、蓄水也と註せり、また簾イケスといふ事は、倭名抄に唐韻を引て、池水中編竹籬養魚也と註せり、我俗竹を編むものを簾といふあり、池にある竹籬なれば、イケスとはいふなり、

〔倭訓栞前編三〕いけ 沼池をいふ。魚を生るより名づくる成べし、

〔年々隨筆六〕日本紀に作云々池とあるは、新治の田の事なり。さるは山のふもとの小高き所に池をつくりて、そのあたりのやうく低くなり行所を田につくりて、水を沃ぎしなり、田どころはやうくにひろがりて、そのかみまづいできたるは、いづこばかりとも恵りがたくなり行物なれば、此池は某天皇の某年某月作たりと、池にかけて語傳へたるなり。崇神天皇紀に、六十二年秋七月乙卯朔丙辰詔曰、農天下之大本也、民所以特以生也。今河内狭山、埴田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寛民業とあるは、狹山に池を作そへて、もとよりある田に水をまかせたる事なれど、新聞も同じ方にて、池より水をそ、ぎたる物なれば、此文證據となすべきなり。さて此池をつくるといふは、庭の池水とはやうかはりて、平らかなる地を堀鑿ちて、水を湧しめたるにはあらず、山の尾ざきとくとをつきとめて、雨水雪みづをためたる物にて、萬葉集に水たまる池田などよめるは是なり、かくて冬十月、造依網池、十一月、作刈坂池反折池などあるも、みな屯倉御縣のたぐひにて、公の田なり。日本紀にはかやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、おどろかさんとてなん、

〔日本書紀五崇神〕六十二年七月丙辰詔曰、農天下之大本也、民所以特以生也。今河内狭山、埴田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寛民業、十月、造依網池、十一月、作刈坂池反折池。一云天皇居間宮造是三池也。

〔古事記中崇神〕是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也、